

ドライクリーニング店が営業可能な地域は決まっています

建築基準法では、安全性の観点から、引火性溶剤※を用いるドライクリーニング業を営む店舗の住居系地域や商業系地域での営業を原則として禁止しています。

①引火性溶剤※	②原動機	③作業場の床面積の合計	④その用途に供する部分の床面積の合計	用途地域												
				一低	二低	一中高	二中高	一住	二住	準住居	近商	商業	準工業	工業	工業専	白地
使用しない	使用しない		3,000㎡以下	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			3,000㎡超	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○
	使用する	50㎡以下	3,000㎡以下	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			3,000㎡超	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○
		50㎡超150㎡以下		×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○
150㎡超		×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○		
使用する				×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	

※石油系溶剤、シリコン系溶剤などの引火性の溶剤を指します。 ○：営業可能 ×：営業不可
引火性溶剤の詳細は裏面をご覧ください。

用途地域とは？

建物を建てる、建物の用途を変更するなどの際には、用途地域によって制限される場合があります。

用途地域は、住居系地域、商業系地域、工業系地域など基本的な土地利用を計画的に配置することにより、良好な市街地環境の形成と機能的な都市活動の確保を目的に定められています。都市計画で区域を定め、建築基準法で具体的な建物の用途ごとの制限を規定しています。用途地域は、以下の12種類があります。

住居系	第一種低層住居専用地域（一低）	低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するための地域です。
	第二種低層住居専用地域（二低）	主に低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するための地域です。
	第一種中高層住居専用地域（一中高）	中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するための地域です。
	第二種中高層住居専用地域（二中高）	主に中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するための地域です。
	第一種住居地域（一住）	住居の環境を保護するための地域です。
	第二種住居地域（二住）	主に住居の環境を守ための地域です。
	準住居地域（準住居）	道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。
商業系	近隣商業地域（近商）	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主な内容とする商業その他の業務の利便を増進するための地域です。
	商業地域（商業）	主に商業その他の業務の利便を増進するための地域です。
工業系	準工業地域（準工業）	主に環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するための地域です。
	工業地域（工業）	主に工業の利便を増進するための地域です。
	工業専用地域（工業専）	工業の利便を増進するための地域です。
用途地域の指定のない地域（白地）		上記のような用途地域の定めがありません。

上記についてのお問い合わせ

引火性溶剤				非引火性溶剤				
		商品名 (例示)	引火点			商品名 (例示)	通称	
石油系溶剤 (炭化水素)		ニューソルテラックス	38℃ 以上	塩素系溶剤		アサヒパークロール		
		ニッコーホワイト N-10				テトラクロロエチレン		
		エクソール				ハイドロフルオロエー テル(HFE)	Novec HFE-7100	
		アイソール				HCFC-225	アサヒクリンAK-225	クリンドライ
		ペガゾール				HFC-365mfc	Solkane-365mfc	ソルカン
		ブライトソル				HFC-43-10mee	Vertrel XF	バートレル
		シリコンプラス			77℃		1-ブロモプロパン	ベクセルクリン25
シリコン 系溶剤		ダイヤシリコン	64℃					
その他	d-リモネン	フルーツドライ	48℃					
	グリコール エーテル	ソルベール	100℃					

出典：平成22年1月28日付け 国土交通省事務連絡より